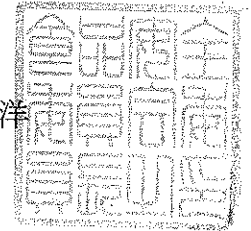




府 食 第 21 号
令和 2 年 1 月 14 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

令和 2 年 1 月 6 日付け元消安第 4049 号をもって農林水産大臣から食品安全委
員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の設定、変更又は廃止については、
肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、
「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22
日農林水産省告示第 284 号）の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」のう
ち、食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入される普通肥料
の公定規格を設定、変更又は廃止するものであることから、食品安全基本法（平
成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明
らかに必要でないときに該当すると認められる。